

那覇市公報

第 1 4 6 7 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）…………… 712

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 713
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 713
- 那覇市収納代理金融機関の指定について（出納室）…………… 714
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 714
- 平成 19 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)（財政課）…………… 715
- 平成 19 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）
（区画整理課）…………… 718
- 平成 19 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
（ちゃーがんじゅう課）…………… 720

公 告

- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 722
- 真地地内建築協定の認可及び縦覧について（建築指導課）…………… 722

上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 723
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 723
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 724

病院管理規程

- 那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程…………… 726
- 那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程
…………… 727

教育委員会規則

- 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の
一部を改正する規則…………… 729

教育委員会訓令

- 那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 732
- 那覇市教育委員会職員服務規程…………… 774

選挙管理委員会告示

- 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について…………… 775

条 例

那覇市条例第32号

平成19年10月15日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準) 第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、もっぱら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けること。 (1) [略] (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端 (3)～(5) [略] 2～6 [略] (泡消火設備に関する基準) 第38条 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、飛行機の整備の用に供される部分で、床面積が無窓階(令第10条第1項第5号に規定する無窓階をいう。)又は2階以上の階にあっては、300平方メートル以上、建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階又は1階にあっては、600平方メートル以上のものには、泡消火設備を設けなければならない。 2～3 [略]	(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準) 第29条の3 [略] (1) [略] (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。)を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端 (3)～(5) [略] 2～6 [略] (泡消火設備に関する基準) 第38条 令別表第1に掲げる防火対象物のうち、飛行機の整備の用に供される部分で、床面積が無窓階(令第10条第1項第5号に規定する無窓階をいう。)又は2階以上の階にあっては、300平方メートル以上、建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階又は1階にあっては、600平方メートル以上のものには、泡消火設備を設けなければならない。 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後	

の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 9 9 号
平成 1 9 年 9 月 1 9 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙省略）

那覇市告示第 1 0 0 号
平成 1 9 年 9 月 2 1 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙省略）

那覇市告示第101号

平成19年9月27日

掲 示 済

那覇市収納代理金融機関の指定について

地方自治法施行令第168条第4項の規定により那覇市収納代理金融機関を次のとおり指定する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 収納代理金融機関の名称 | 株式会社ゆうちょ銀行 |
| 2 | 収納代理金融機関の所在地 | 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号
東京中央郵便局内 |
| 3 | 事務取扱店舗 | 全国の株式会社ゆうちょ銀行（同行を所属銀行として銀行代理業を営む全国の郵便局） |
| 4 | 取扱事務の範囲 | 那覇市公金の収納事務の一部 |
| 5 | 指定年月日 | 平成19年10月1日 |

那覇市告示第102号

平成19年9月28日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第 1 0 6 号

平成 1 9 年 1 0 月 1 5 日

平成 19 年(2007 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市一般会計補正予算(第 2 号)

平成 19 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,044,969 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105,459,788 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例 交付金		440,801	110,223	330,578
	1 地方特例交付金	190,460	23,670	166,790
	2 特別交付金	250,341	86,553	163,788
10 地方交付 税		9,908,010	983,982	10,891,992
	1 地方交付税	9,908,010	983,982	10,891,992
13 使用料及 び手数料		2,719,594	1,200	2,720,794
	1 使用料	2,037,021	1,200	2,038,221
14 国庫支出 金		23,910,241	2,149	23,908,092
	2 国庫補助金	7,896,572	2,149	7,894,423
15 県支出金		6,036,067	13,266	6,049,333
	2 県補助金	955,706	13,266	968,972

18 繰入金		4,624,115	124,761	4,748,876
	1 特別会計繰入金	15,228	119,741	134,969
	2 基金繰入金	4,608,886	5,020	4,613,906
19 繰越金		100,000	927,914	1,027,914
	1 繰越金	100,000	927,914	1,027,914
20 諸収入		2,008,791	99,618	2,108,409
	4 受託事業収入	171,234	28,092	199,326
	5 雑入	791,843	71,526	863,369
21 市債		9,215,800	6,600	9,222,400
	1 市債	9,215,800	6,600	9,222,400
歳 入 合 計		103,414,819	2,044,969	105,459,788

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,634,758	1,654,855	10,289,613
	1 総務管理費	6,206,198	1,622,132	7,828,330
	2 徴税費	1,240,418	2,700	1,243,118
	4 選挙費	206,315	30,023	236,338
3 民生費		41,884,307	4,620	41,888,927
	1 社会福祉費	14,274,636	3,777	14,278,413
	2 児童福祉費	14,238,872	1,394	14,240,266
	3 生活保護費	13,370,798	551	13,370,247
4 衛生費		6,715,322	19,769	6,735,091
	1 保健衛生費	2,709,898	19,769	2,729,667
7 商工費		1,164,895	0	1,164,895
	1 商工費	1,164,895	0	1,164,895
8 土木費		16,573,296	3,127	16,576,423
	2 道路橋りょう費	1,322,338	631	1,322,969
	5 都市計画費	9,915,220	2,496	9,917,716
9 消防費		4,128,220	30,618	4,158,838
	1 消防費	4,128,220	30,618	4,158,838

10 教育費		11,379,481	296,980	11,676,461
	1 教育総務費	1,501,934	155,214	1,657,148
	2 小学校費	2,860,982	83,445	2,944,427
	3 中学校費	2,439,183	20,863	2,460,046
	4 幼稚園費	904,002	4,176	908,178
	5 社会教育費	1,305,671	33,282	1,338,953
14 予備費		70,000	35,000	105,000
	1 予備費	70,000	35,000	105,000
歳 出 合 計		103,414,819	2,044,969	105,459,788

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
NPO活動支援センター管理運営費(市民協働推進課)	平成19年度から平成22年度まで	44,482
城北幼稚園園舎防音復旧事業(こども政策課)	平成20年度	17,673
繁多川公民館業務委託料(生涯学習課)	平成19年度から平成22年度まで	44,856
繁多川図書館業務委託料(生涯学習課)	平成19年度から平成22年度まで	51,444
那覇基地等周辺公園設置助成事業(花とみどり課)	平成20年度	162,183

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
車両リース料 (花とみどり課)	平成20年度から平成23年度まで	3,000	平成20年度から平成24年度まで	3,000

第3表 地方債補正
変 更

(単位:千円)

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方法	利 率	償還 の方法
9 臨時財政対策債	2,376,700	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 8 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償 還 期 間 は、据置期間を含め30年以内とする。 償 還 方 法 は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	2,383,300	補正前に同じ		

那覇市告示第107号

平成19年10月15日

平成19年(2007年)9月那覇市議会定例会で議決された平成19年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成19年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,016,232千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰越金		千円 9	千円 7,014	千円 7,023
	1 総務管理繰越金	1	784	785
	3 真嘉比古島第一地区繰越金	2	2	0
	4 壺川繰越金	1	2,216	2,217
	5 小禄金城繰越金	1	1	2
	7 小禄南繰越金	2	71	73
	8 真嘉比古島第二繰越金	2	3,943	3,945
	9 仲井真繰越金	0	1	1
11 県支出金		2,126	7	2,133
	2 県補助金	1,741	7	1,748
歳 入 合 計		3,009,211	7,021	3,016,232

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理総務費		千円 35,664	千円 785	千円 36,449
	1 総務管理費	35,664	785	36,449
2 土地区画整理事業費		2,955,832	3,721	2,959,553
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	17,280	1	17,279
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費	2,895,487	3,652	2,899,139

	5 小禄南土地 区画整理費	33,702	70	33,772
3 清算費		17,157	2,049	19,206
	5 壺川清算費	12,118	2,049	14,167
5 基 金 積立金		358	466	824
	1 壺川基金積 立金	40	167	207
	2 小禄南基金 積立金	22	1	23
	3 小禄金城基 金積立金	2	1	3
	4 真嘉比古島 第一地区基 金積立金	30	1	29
	5 真嘉比古島 第二基金積 立金	264	298	562
歳 出 合 計		3,009,211	7,021	3,016,232

那覇市告示第108号

平成19年10月15日

平成19年(2007年)9月那覇市議会定例会で議決された平成19年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成19年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成19年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ521,011千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,048,471千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 3,197,992	千円 1,201	千円 3,199,193
	2 国庫補助金	803,012	1,201	804,213
4 支払基金交付金		4,191,742	36,248	4,277,990
	1 支払基金交付金	4,191,742	36,248	4,277,990
5 県支出金		2,018,540	600	2,019,140
	3 県補助金	56,278	600	56,878
7 繰入金		2,503,618	703	2,504,321
	1 他会計繰入金	2,225,225	703	2,225,928
8 繰越金		1	480,555	480,556
	1 繰越金	1	480,555	480,556
9 諸収入		1,825	1,704	3,529
	1 雑入	1,823	1,704	3,527
歳 入 合 計		14,527,460	521,011	15,048,471

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 496,410	千円 1,704	千円 498,114
	1 総務管理費	262,737	1,704	264,441
2 保険給付費		13,406,894	0	13,406,894
	2 介護予防サービス等諸費	1,211,158	0	1,211,158
4 基金積立金		961	312,435	313,396
	1 基金積立金	961	312,435	313,396
5 地域支援事業費		455,724	0	455,724
	1 介護予防事業費	114,850	0	114,850
6 諸支出金		4,052	206,872	210,924
	1 償還金及び還付加算金	4,051	134,063	138,114
	2 繰出金	1	72,809	72,810
歳 出 合 計		14,527,460	521,011	15,048,471

公 告

那覇市公告第 9 1 号

平成 1 9 年 9 月 2 0 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

（別紙省略）

那覇市公告第 9 6 号

平成 1 9 年 1 0 月 2 日

掲 示 済

真地地内建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第 7 3 条第 1 項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 2 項の規定により公告する。また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 認可番号

第 2 号

2 認可年月日

平成 1 9 年 1 0 月 2 日

3 建築協定の名称

真地地内建築協定

4 建築協定区域の地名地番

那覇市字真地竹下原 1 4 2 - 1 他 3 筆

5 縦覧場所

那覇市銘刈 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘刈庁舎 5 F

那覇市役所 都市計画部 建築指導課

T E L （直通）0 9 8 - 9 5 1 - 3 2 4 4

担当 ： 玉 寄

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 8 号

平成 1 9 年 1 0 月 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

新 規 指 定

指定 (登録) 番号 第 4 0 7 号

指定工事店名 有限会社 エ コ 電 水

営業所所在地 読谷村字座喜味 3 1 7 9 番地

代表者名 伊波 治

有効期間 自 平成 1 9 年 9 月 1 3 日

至 平成 2 4 年 3 月 3 1 日

那覇市上下水道局告示第 1 9 号

平成 1 9 年 1 0 月 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定 (登録) 番号 第 1 7 7 号

指定工事店名 株式会社 寿 の 建 設

営業所所在地 豊見城市字名嘉地 1 9 2 番地の 3

代表者名 儀間 清一

指定の有効期間 平成19年4月 1日
平成24年3月31日
異動年月日 平成19年9月11日
異動事由 商号の変更

指定(登録)番号 第 399号
指定工事店名 比嘉工業株式会社
営業所所在地 那覇市久茂地2丁目24番7号
代表者名 比嘉 広明
指定の有効期間 平成18年12月 1日
平成23年 3月31日
異動年月日 平成19年 9月14日
異動事由 住所の変更

那覇市上下水道局告示第20号
平成19年10月1日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条1項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
355	有限会社 沖縄エンジニア	宜野湾市 野嵩2丁目1番地1号	仲本 賢一郎	平成19年 5月22日
356	嶺住宅設備	沖縄市 字池原192番地	與那嶺 好春	平成19年 8月10日
357	有限会社 世名城	嘉手納町 字屋良597番13	宮平 永一	平成19年 9月5日

病院管理規程

那覇市病院管理規程第20号

平 成 1 9 年 9 月 2 8 日

公 布 済

那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程

那覇市病院事業会計規程(平成15年那覇市病院管理規程第29号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表					別表				
[略]					[略]				
資産					資産				
款	項	目	節	(科目 区分 の説明)	款	項	目	節	(科目 区分 の説明)
[略]					[略]				
流動 資産	[略]				流動 資産	[略]			
	現金 預金			小口 現金 を除 く現 金、手 許に ある 当座 小切 手、金 融機 関に 対す る <u>預 金</u> <u>郵 便貯 金</u> <u>等</u>		現金 預金			小口 現金 を除 く現 金、手 許に ある 当座 小切 手、金 融機 関に 対す る <u>預 金</u> <u>等</u>
	小口 現金 未収 金	[略]				小口 現金 未収 金	[略]		
[略]					[略]				
[略]					[略]				

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

那覇市病院管理規程第21号

平成19年9月28日

公 布 済

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程(平成15年那覇市病院管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 別表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第5条関係)

[略]			
1	非常勤事務員	[略]	[略]
			(4) 8時30分～17時 7時間30分(60分)
			(5) 9時～16時 6時間(60分)
			(6) 9時～17時 7時間(60分)
			(7) 9時30分～16時30分 6時間(60分)
			(8) 10時～17時 6時間(60分)
2	非常勤手話通訳士	[略]	
[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第5条関係)

[略]			
1	非常勤事務員	[略]	[略]
			(4) 8時30分～17時 7時間30分(60分)
			(5) 9時～15時45分 6時間(45分)
			(6) 9時～16時 6時間(60分)
			(7) 9時～17時 7時間(60分)
			(8) 9時30分～16時30分 6時間(60分)
			(9) 10時～16時45分 6時間(45分)
			(10) 10時～17時 6時間(60分)
2	非常勤手話通訳士	[略]	
[略]			

備考 [略]

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第11号

平成19年9月21日

公 布 済

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠 良雄

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成5年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「条例」という。)及び那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「規則」という。)の規定に基づき、<u>特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間、休日等について、必要な事項を定めるものとする。</u> (振替休日) 第3条 <u>条例第7条第1項第1号の規定に基づき任命権者が定める日は、同号に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日が週休日(日曜日に相当する日に限る。)に当たる日の後日において、所属長が割り振る日とする。</u> (報告) 第4条 <u>所属長は、別表に基づき、週休日を指定したとき、勤務時間を割り振ったとき並びに休憩時間及び休息時間を定めたときは、速やかに教育長に報告しなければならない。</u> (週休日等の臨時的変更の手続) 第5条 <u>規則第5条第1項の規定による週休日、休日又は勤務時間の変更については、週休日等の変更通知書(様式)により、速やかに当該職員に通知して行うものとする。</u> [様式 別記]	(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「条例」という。)、<u>那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「規則」という。)</u>及び<u>那覇市現業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和58年那覇市規則第5号。以下「現業規則」という。)</u>の規定に基づき、<u>特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員(以下「職員」という。)</u>の勤務時間、休日等について、必要な事項を定めるものとする。 (振替休日) 第3条 <u>条例第7条第1項第1号の規定により任命権者が定める日は、所属長が業務の執行状況を勘案して指定するものとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

様式(第5条関係)

年 月 日

週 休 日 等 の 変 更 通 知 書

殿

那覇市教育委員会教育長

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第5条第1項の規定に基づき、週休日、休日又は勤務時間を次のとおり変更するので通知する。

1 変更の理由

2 変更後の勤務

月	日	曜 日	勤務時間、その他(休憩時間等)

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第5号

平成19年9月21日

施 行 済

那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

委員長 仲村渠 良雄

那覇市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市立学校職員服務規程(平成3年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(着任) 第3条 [略] 2 やむを得ない事情のため、前項の期間内に着任できないときは、校長(園長を含む。以下同じ。)にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に着任延期願(第1号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。 3 職員が着任したときは、着任後直ちに着任届(第2号様式)を、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ提出しなければならない。 (履歴事項変更届) 第6条 職員は、氏名、本籍、現住所、学歴、資格その他履歴事項に変更を生じたときは、直ちに履歴事項変更届(第3号様式)を教育長に提出しなければならない。 2 [略]	(着任) 第3条 [略] 2 やむを得ない事情のため、前項の期間内に着任できないときは、校長(園長を含む。以下同じ。)にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に着任延期願を提出し、その承認を受けなければならない。 3 職員が着任したときは、着任後直ちに着任届を、校長にあつては教育長に、その他の職員にあつては校長に、それぞれ提出しなければならない。 (履歴事項変更届) 第6条 職員は、氏名、本籍、現住所、学歴、資格その他履歴事項に変更を生じたときは、直ちに履歴事項変更届を教育長に提出しなければならない。 2 [略] (旧姓の使用) <u>第6条の2 職員(県費負担職員に限る。以下この条において同じ。)は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、教育長が別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。</u> <u>2 前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。</u> <u>3 旧姓使用の通知を受理した職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこ</u>

(事故報告)

第9条 [略]

2 校長は、前項の事故の報告を受けたときは、速やかに事故報告書(第4号様式)で教育長に報告しなければならない。この場合において、当該事故が児童生徒に係るとき又は当該事故に相手方があるときは、関係者から事故の状況及び経過について事情聴取の上、事情聴取書(第4号様式の2)を作成し、添付しなければならない。

(私事旅行届)

第10条 職員が私事のため海外旅行又は7日を超える国内旅行をしようとするときは、その前日までに校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、私事旅行届(第5号様式)を提出しなければならない。

(休暇の手続)

第11条 職員は、休暇を行使しようとするときはそれぞれの理由に応じ、有給休暇願(第6号様式)、年次休暇届(第7号様式)又は育児休暇願((第8号様式)県費負担職員を除く。)により証明書を必要とするものにおいて、その書類を添付してその前日までに、校長に提出しなければならない。この場合において、負傷又は疾病のため6日を超える休暇を受ける場合は、医師の診断書を提出

とし、旧姓使用中止の通知を受理した職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。

4 職員は、旧姓使用を行うに当たって、市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

5 任命権者を異にする異動があった者で、現に人事記録に旧姓使用に係る事項が記録されているものは、旧姓使用を行うものとする。

第6条の3 市費負担職員の旧姓使用については、那覇市教育委員会職員服務規程(平成19年那覇市教育委員会訓令第 号)第3条に定めるところにより行うものとする。

(事故報告)

第9条 [略]

2 校長は、前項の事故の報告を受けたときは、速やかに事故報告書で教育長に報告しなければならない。この場合において、当該事故が児童生徒に係るとき又は当該事故に相手方があるときは、関係者から事故の状況及び経過について事情聴取の上、事情聴取書を作成し、添付しなければならない。

(私事旅行届)

第10条 職員が私事のため海外旅行又は7日を超える国内旅行をしようとするときは、その前日までに校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に、私事旅行届を提出しなければならない。

(休暇の手続)

第11条 職員は、休暇を行使しようとするときはそれぞれの理由に応じ、有給休暇願、年次休暇届又は育児休暇願(県費負担職員を除く。)により証明書を必要とするものにおいて、その書類を添付してその前日までに、校長に提出しなければならない。この場合において、負傷又は疾病のため6日を超える休暇を受ける場合は、医師の診断書を提出しなければならない。

しなければならない。

- 2 職員は、既に承認又は届出された休暇の最終日前に出勤しようとするとき又はしたときは休暇変更届(第9号様式)を校長に提出しなければならない。

3 [略]

(介護休暇の承認)

第11条の2 介護休暇を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の初日の前日から起算して1週間前の日までに介護休暇願簿(第9号様式の2)により教育長に請求しなければならない。

2 [略]

(出張)

第12条 校長の県外出張及び3日を超える県内出張については、出張承認願(第10号様式)を、その他の職員で7日を超える出張については、出張命令承認願(第11号様式)を、あらかじめ教育長に提出しなければならない。ただし、修学旅行等の引率者として出張する場合は、この限りでない。

(復命)

第13条 職員は、出張用務を終えて帰任したときは、速やかに出張復命書(第12号様式)を校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に提出しなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭で復命することができる。

(職務専念義務免除)

第14条 職員は、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)及び那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年教育委員会規則第5号)の規定に基づき、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、その前日までに職務専念義務免除承認申請書(第13号様式)を校長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、校長の3日を超えるもの及びその他の職員の7日を超えるもの

- 2 職員は、既に承認又は届出された休暇の最終日前に出勤しようとするとき又はしたときは休暇変更届を校長に提出しなければならない。

3 [略]

(介護休暇の承認)

第11条の2 介護休暇を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の初日の前日から起算して1週間前の日までに介護休暇願簿により教育長に請求しなければならない。

2 [略]

(出張)

第12条 校長の県外出張及び3日を超える県内出張については、出張承認願を、その他の職員で7日を超える出張については、出張命令承認願を、あらかじめ教育長に提出しなければならない。ただし、修学旅行等の引率者として出張する場合は、この限りでない。

(復命)

第13条 職員は、出張用務を終えて帰任したときは、速やかに出張復命書を校長にあっては教育長に、その他の職員にあっては校長に提出しなければならない。ただし、軽易なものについては、口頭で復命することができる。

(職務専念義務免除)

第14条 職員は、那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)及び那覇市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和49年教育委員会規則第5号)の規定に基づき、職務に専念する義務の免除について承認を受けようとするときは、その前日までに職務専念義務免除承認申請書を校長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、校長の3日を超えるもの及びその他の職員の7日を超えるものについては、

のについては、教育長に提出しなければならない。

(組合休暇)

第15条 職員は組合休暇を受けようとするときは、従事しようとする日前3日までに組合休暇許可申請書(第14号様式)を教育長に提出しなければならない。

(専従休職)

第16条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けようとするときは、専従休職許可申請書(第15号様式)に当該職員団体の役員に選任されたことを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 [略]

(研修)

第17条 職員のうち教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)の適用のあるものが、教特法第22条第2項の規定により、勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、あらかじめ研修承認願(第16号様式)を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定により承認を与えた場合は、その都度研修承認整理簿(第17号様式)に記載しなければならない。

3～4 [略]

(休職)

第18条 職員は、心身の故障のため休職しようとするときは、休職願(第18号様式)を教育長に提出しなければならない。

(復職)

第19条 職員は、休職の理由が消滅し職務に復しようとするときは、速やかに復職願(第19号様式)を教育長に提出しなければならない。

(県費負担職員の育児休業)

第20条 地方公務員の育児休業等に関する法

教育長に提出しなければならない。

(組合休暇)

第15条 職員は組合休暇を受けようとするときは、従事しようとする日前3日までに組合休暇許可申請書を教育長に提出しなければならない。

(専従休職)

第16条 職員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けようとするときは、専従休職許可申請書に当該職員団体の役員に選任されたことを証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 [略]

(研修)

第17条 職員のうち教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。)の適用のあるものが、教特法第22条第2項の規定により、勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、あらかじめ研修承認願を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定により承認を与えた場合は、その都度研修承認整理簿に記載しなければならない。

3～4 [略]

(休職)

第18条 職員は、心身の故障のため休職しようとするときは、休職願を教育長に提出しなければならない。

(復職)

第19条 職員は、休職の理由が消滅し職務に復しようとするときは、速やかに復職願を教育長に提出しなければならない。

(県費負担職員の育児休業)

第20条 地方公務員の育児休業等に関する法

律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定に基づき職員が育児休業の承認を受けようとするときは、育児休業承認請求書(第20号様式)に当該請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄を証明する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求は、当該請求に係る子について当該請求をした職員が既に育児休業をしたことがあるときは、育児休業再(延長)請求書(第21号様式)を教育長に提出しなければならない。

第23条 育児休業の承認を受けている職員は、育児休業法第5条第1項又は第2項に規定する事由が生じたときは、育児休業変更届出書(第22号様式)を遅滞なく教育長に提出しなければならない。

(部分休業の請求等)

第23条の2 育児休業法第9条第1項の規定に基づき職員が部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書(第22号様式の2)に当該請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄を証明する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- 2 部分休業の承認を受けている職員は、育児休業法第9条第3項において準用する同法第5条第1項又は第2項に規定する事由が生じたときは、部分休業変更届出書(第22号様式の3)を遅滞なく教育長に提出しなければならない。

(育児を行う県費負担職員の深夜勤務の制限の請求手続)

第24条の2 職員は、深夜勤務の制限の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書(第22号様式の4)により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。))について、その初日(以下「制限開始日」という。))及び末日(以下「制限終了日」という。))とする日を明らかにして、

律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項の規定に基づき職員が育児休業の承認を受けようとするときは、育児休業承認請求書に当該請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄を証明する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求は、当該請求に係る子について当該請求をした職員が既に育児休業をしたことがあるときは、育児休業再(延長)請求書を教育長に提出しなければならない。

第23条 育児休業の承認を受けている職員は、育児休業法第5条第1項又は第2項に規定する事由が生じたときは、育児休業変更届出書を遅滞なく教育長に提出しなければならない。

(部分休業の請求等)

第23条の2 育児休業法第9条第1項の規定に基づき職員が部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書に当該請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄を証明する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- 2 部分休業の承認を受けている職員は、育児休業法第9条第3項において準用する同法第5条第1項又は第2項に規定する事由が生じたときは、部分休業変更届出書を遅滞なく教育長に提出しなければならない。

(育児を行う県費負担職員の深夜勤務の制限の請求手続)

第24条の2 職員は、深夜勤務の制限の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書により、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。))について、その初日(以下「制限開始日」という。))及び末日(以下「制限終了日」という。))とする日を明らかにして、制限開始日の1月前

制限開始日の1月前までに行わなければならない。 2～4 [略] 5 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第3項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届(第22号様式の5)により校長に届け出なければならない。 6 [略] (早出遅出勤務及び育児又は介護を行う市費負担職員の深夜勤務の制限の請求手続等) 第24条の4 職員は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下この条において「規則」という。)第10条第1項及び第13条第1項(これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。)の請求は、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書(第22号様式の4)を校長に提出しなければならない。 2 規則第11条第3項及び第14条第3項(これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。)の規定する届出は、育児又は介護の状況変更届(第22号様式の5)により校長に届け出なければならない。 (退職) 第25条 職員が退職しようとするときは、退職願(第23号様式)を教育委員会に提出しなければならない。 (兼職及び他の事業等への従事) 第26条 職員が、教特法第21条又は地公法第38条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、兼職(兼業)承認(許可)願(第24号様式)を教育長に提出しなければならない。 (転勤、休職、退職等の場合における事務引継) 第28条 職員が、転勤、休職、退職等となった場合は、辞令を受けた日(辞令を用いない	までに行わなければならない。 2～4 [略] 5 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第3項各号に掲げる事由が生じた旨を育児又は介護の状況変更届により校長に届け出なければならない。 6 [略] (早出遅出勤務及び育児又は介護を行う市費負担職員の深夜勤務の制限の請求手続等) 第24条の4 職員は、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下この条において「規則」という。)第10条第1項及び第13条第1項(これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。)の請求は、早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書を校長に提出しなければならない。 2 規則第11条第3項及び第14条第3項(これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。)の規定する届出は、育児又は介護の状況変更届により校長に届け出なければならない。 (退職) 第25条 職員が退職しようとするときは、退職願を教育委員会に提出しなければならない。 (兼職及び他の事業等への従事) 第26条 職員が、教特法第21条又は地公法第38条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業、事務若しくは営利企業等に従事しようとするときは、兼職(兼業)承認(許可)願を教育長に提出しなければならない。 (転勤、休職、退職等の場合における事務引継) 第28条 職員が、転勤、休職、退職等となった場合は、辞令を受けた日(辞令を用いない
---	--

ものにあつては、その効力の発生した日)から10日以内に事務引継書(第25号様式)をもって、校長にあつては後任者又は教育長の指名する者に、その他の職員にあつては校長又は校長の指名する者に事務の引継ぎをしなければならない。担当事務の変更があつた場合も、また同様とする。

2 [略]

(身分証明書)

第30条 職員は、身分証明書(第26号様式)の交付を受けることができる。

- [第1号様式 別記]
- [第2号様式 別記]
- [第3号様式 別記]
- [第4号様式 別記]
- [第4号様式の2 別記]
- [第5号様式 別記]
- [第6号様式 別記]
- [第7号様式 別記]
- [第8号様式 別記]
- [第9号様式 別記]
- [第9号様式の2 別記]
- [第10号様式 別記]
- [第11号様式 別記]
- [第12号様式 別記]
- [第13号様式 別記]
- [第14号様式 別記]
- [第15号様式 別記]
- [第16号様式 別記]
- [第17号様式 別記]
- [第18号様式 別記]
- [第19号様式 別記]
- [第20号様式 別記]
- [第21号様式 別記]

ものにあつては、その効力の発生した日)から10日以内に事務引継書をもって、校長にあつては後任者又は教育長の指名する者に、その他の職員にあつては校長又は校長の指名する者に事務の引継ぎをしなければならない。担当事務の変更があつた場合も、また同様とする。

2 [略]

(身分証明書)

第30条 職員は、身分証明書の交付を受けることができる。

(様式)

第31条 着任延期願の様式その他の様式は、教育長が定める。

[第22号様式の2 別記] [第22号様式の3 別記] [第22号様式の4 別記] [第22号様式の5 別記] [第23号様式 別記] [第24号様式 別記] [第25号様式 別記] [第26号様式 別記]	
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

[改正前 別記]
第1号様式(第3条関係)

着 任 延 期 願

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名
職名
氏名



私は、次により着任を延期したいので、承認くださるようお願いします。

記

- 1 発 令 年 月 日 平成 年 月 日
- 2 辞令受領年月日 平成 年 月 日
- 3 延期の理由
- 4 延期の日数

第2号様式(第3条関係)

着 任 届

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名

職名

氏名



私は、次のとおり着任いたしましたので、お届けします。

記

1 発 令 年 月 日 平成 年 月 日

2 辞令受領年月日 平成 年 月 日

3 着 任 年 月 日 平成 年 月 日

第3号様式(第6条関係)

第 号
平成 年 月 日

那覇市教育委員会教育長 様

那覇市立 学校(幼稚園)
校長(園長) 印

履 歴 事 項 変 更 届

次のとおり、下記の者にかかわる履歴事項に変更(追加)が生じましたので、関係書類を添えてお届けします。

記

職名・氏名

事 項	変更(追加) 年 月 日	現在の記載事項	変更(追加)事項	添 付 書 類
氏 名	年 月 日		-----	戸 籍 抄 本
本 籍	年 月 日			戸 籍 抄 本
住 所	年 月 日			住 民 票
学 歴	年 月 日			卒 業 証 明 書
資 格	年 月 日			資格取得証明書
そ の 他	年 月 日			当 該 証 明 書

(注)1 氏名変更の場合にあっては、新氏名にふりがなを付けること。

2 追加事項の場合は「現在の記載事項」欄を空白にすること。

第4号様式(第9条関係)

事 故 報 告 書

平成 年 月 日

那覇市教育委員会教育長 様

那覇市立 学校(幼稚園)
校長(園長) ㊟

下記のような事故が発生しましたので、報告します。

記

- 1 職員の職名、氏名、性別、生年月日(満年齢)
- 2 事故発生日時、場所(図示)
- 3 事故の種類
- 4 事故の状況及び経過
- 5 事故の程度
- 6 事故の原因
- 7 今後の対策
- 8 校長(園長)所見
- 9 その他参考事項

第4号様式の2(第9条関係)

事 情 聴 取 書

年 月 日

那覇市立 学校(幼稚園)
校長(園長) 印

下記のとおり事情聴取書を作成します。

記

1 事情聴取状況

(1) 日時・場所

(2) 被事情聴取者(児童生徒・保護者・その他)

(3) 事情聴取者(職・氏名)

2 事故の状況及び経過

(1) 発生までの経緯

(2) 事故の状況・程度

(3) その他

(保護者等の意見書・診断書等があれば添付する。)

第5号様式(第10条関係)

私 事 旅 行 届

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名

職名

氏名



次のとおり届け出ます。

期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
旅 行 地	
理 由	

日 程		
月 日	旅 行 地	連 絡 先

(注) 「日程」の欄が書ききれない場合は、別紙に記入添付すること。

第6号様式(第11条関係)

学校(幼稚園)名		
校長 (園長)	教頭 (主任)	係

有 給 休 暇 願

様		願出 平成 年 月 日					
		学校(幼稚園)名					
		職名		氏名		印	
次のとおり有給休暇を承認されるようお願いします。							
期 間	平成 年 月 日	午 時 分	から	平成 年 月 日	午 時 分	まで	日間 時間
休 暇 の 種 類				休 暇			
理由							

第7号様式(第11条関係)

学校(幼稚園)名		
校長 (園長)	教頭 (主任)	係

年 次 休 暇 届

届 出 平成 年 月 日

那覇市立

学校(幼稚園)

様

次のとおりお届けします。

認印	職 名	氏 名	期 間	理 由
		㊦	自 年 月 日 時 分 日 時間 至 年 月 日 時 分	
		㊦	自 年 月 日 時 分 日 時間 至 年 月 日 時 分	
		㊦	自 年 月 日 時 分 日 時間 至 年 月 日 時 分	
		㊦	自 年 月 日 時 分 日 時間 至 年 月 日 時 分	
		㊦	自 年 月 日 時 分 日 時間 至 年 月 日 時 分	
		㊦	自 年 月 日 時 分 日 時間 至 年 月 日 時 分	
		㊦	自 年 月 日 時 分 日 時間 至 年 月 日 時 分	
		㊦	自 年 月 日 時 分 日 時間 至 年 月 日 時 分	

第8号様式(第11条関係)

育 児 休 暇 願

学校長 様 (園長)		請求年月日 年 月 日 請 求 者 学校(幼稚園)名 職名・氏名		
1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親の状況		
氏 名		子との同居・別居	☐ 同居 ☐ 別居	
生 年 月 日		就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無	
続 柄		その他()		
3 託児の態様	☐ 託児施設() ☐ その他 (託児時間 時 分～ 時 分)			
4 通勤時間	時間 分(託児先を経由する時間を含む。)			
5 請求期間 及び時間	期 間	時 間		
	年 月 日から ☐ 毎日 年 月 日まで ☐ その他	午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分		
6 備 考	_____ _____ _____			
(注) 請求に係る子について、①職員以外の子の親が育児休暇、部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、②託児の態様、通勤の状況以外に育児休暇を必要とする場合には、その内容を備考欄に記入すること。				
決裁欄	校 長 (園長)	教 頭 (主任)	係	☐ 承認 ☐ 不承認

第9号様式(第11条関係)

休 暇 変 更 届

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名

職 名

氏 名



既に、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に休暇の承認を受けましたが、次のとおり出勤するのでお届けします。

記

1 出勤する期日 平成 年 月 日

第9号様式の2(第11条の2関係)

(表)

介護休暇願簿				学校(幼稚園)名	職	氏 名	名		
要介護者 に関する 事項	氏 名			要介護者の状態及び 具体的な介護の内容					
	続 柄								
	同・別居	☐ 同居 ☐ 別居							
	介護が必要となった時期		年 月 日						
連続する3月の期間		年 月 日から 年 月 日まで							
請 求 の 時 期		時 間		請 求 年 月 日	請 求 者 印	承 認 の 可 否	決 裁 欄	照合済印 給与減額 手続(入力 有無)	備考
年 月 日から	☐ 毎日	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認	校 長 教 頭 係		
年 月 日まで	☐ その他()	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認			
年 月 日から	☐ 毎日	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認			
年 月 日まで	☐ その他()	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認			
年 月 日から	☐ 毎日	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認			
年 月 日まで	☐ その他()	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認			
年 月 日から	☐ 毎日	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認			
年 月 日まで	☐ その他()	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認			
年 月 日から	☐ 毎日	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認			
年 月 日まで	☐ その他()	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認			
年 月 日から	☐ 毎日	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認			
年 月 日まで	☐ その他()	時 分	時 分			☐ 承認 ☐ 非承認			

課 長	係 長	係

(裏)

休 暇 の 取 消 等 の 期 間			請求者印	校長印	教 頭 印	係印	備 考
年	月	日					
年	月	日から	時	分	時	分	日
年	月	日まで	時	分	時	分	時間
年	月	日から	時	分	時	分	日
年	月	日まで	時	分	時	分	時間
年	月	日から	時	分	時	分	日
年	月	日まで	時	分	時	分	時間
年	月	日から	時	分	時	分	日
年	月	日まで	時	分	時	分	時間
年	月	日から	時	分	時	分	日
年	月	日まで	時	分	時	分	時間
年	月	日から	時	分	時	分	日
年	月	日まで	時	分	時	分	時間
年	月	日から	時	分	時	分	日
年	月	日まで	時	分	時	分	時間
年	月	日から	時	分	時	分	日
年	月	日まで	時	分	時	分	時間
年	月	日から	時	分	時	分	日
年	月	日まで	時	分	時	分	時間
年	月	日から	時	分	時	分	日
年	月	日まで	時	分	時	分	時間

第10号様式(第12条関係)

平成 年 月 日
第 号

那覇市教育委員会教育長 様

那覇市立 学校(幼稚園)
校長(園長) 印

出張承認願

下記のとおり出張したいので、承認して下さるようお願いいたします。

記

出張者 職 名 氏 名

旅行目的			旅行地			
期 日	自 平成 年 月 日 曜		(泊 日)			
	至 平成 年 月 日 曜					
費 用	県 費		市 費		()費	
日 程 及 び 計 画 表						
月	日	曜	出 発 地	到 着 地	宿 泊 地	用 務 内 容
留 守 中 の 処 理						

第11号様式(第12条関係)

第 号
平成 年 月 日

那覇市教育委員会教育長 様

那覇市立 学校(幼稚園)
校長(園長) 印

出張命令承認願

下記のとおり出張を命じたいので、承認して下さるようお願いします。

記

出張者 職 名 氏 名

旅 行 目 的			旅 行 地			
期 日	自 平成 年 月 日 曜 (泊 日) 至 平成 年 月 日 曜					
費 用	・県 費 ・市 費 ・()費					
日 程 及 び 計 画 表						
月	日	曜	出 発 地	到 着 地	宿 泊 地	用 務 内 容
留 守 中 の 処 理						

第12号様式(第13条関係)

出 張 復 命 書

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名

職 名

氏 名



旅行年月日 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

目的地及び用務先

用 務

上記命令のとおり出張したところ、その結果(状況)は下記のとおりであったので復命
します。

記

1

2

3

第13号様式(第14条関係)

職務専念義務免除承認申請書

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名

職 名

氏 名



那覇市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年那覇市条例第37号)第2条第 号の規定に基づき、職務に専念する義務の免除を受けたいので、承認されますよう申請します。

期 間	平成 平成	年 年	月 月	日(午 日(午	時 時	分) 分)	日間	時間
理由(具体的に)								

第14号様式(第15条関係)

組 合 休 暇 許 可 申 請 書

様	申 請 平成 年 月 日			
	学校(幼稚園)名			
	職 名 氏 名 ㊟			
沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第17条並びに那覇市職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例第6条の規定による組合休暇を許可されるよう申請します。 1 所属する職員団体の名称 2 職員団体において従事する業務内容 3 職員団体の業務に従事する期間 平成 年 月 日(午 時 分)から 日間 時間 平成 年 月 日(午 時 分)まで				
校 長 (園長)	教 頭 (主任)	係	発議 平成 年 月 日	上記について 許可してよろしいか伺います。
			決裁 平成 年 月 日	

第15号様式(第16条関係)

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名

職 名

氏 名



専 従 休 職 許 可 申 請 書

下記のとおり、職員団体の業務に専ら従事したいので、地方公務員法第55条の2第1項
ただし書きの規定に基づき許可して下さるようお願いします。

記

職員団体の名称	
役 職 名	
選 出 年 月 日	平成 年 月 日
任 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
専 従 期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
職員団体におけ る業務内容	
専 従 場 所	

(注) 当該職員団体の役員に選出されたことを、証明する書類を添付すること。

第16号様式(第17条関係)

研 修 承 認 願

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名

職 名

氏 名



私は、次によって研修したいので、承認くださるようお願いします。

記

1 目 的

2 内 容

3 期 日

4 研修の場所及び連絡先

第17号様式(第17条関係)

研 修 承 認 整 理 簿													
学校(幼稚園)名						職名				氏名			
期 間						研 修 内 容		研 修 場 所		備 考			
平成	年	月	日	日	間								
平成	年	月	日	日	間								
平成	年	月	日	日	間								
平成	年	月	日	日	間								
平成	年	月	日	日	間								
平成	年	月	日	日	間								
平成	年	月	日	日	間								
平成	年	月	日	日	間								
平成	年	月	日	日	間								
平成	年	月	日	日	間								
平成	年	月	日	日	間								

第18号様式(第18条関係)

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名

職名

氏名

㊦

休 職 願

私は、このたび次の事由により平成 年 月 日から休職したいと
思いますので、よろしくお願いします。

記

1 休職の事由

2 病気休暇初日 平成 年 月 日

3 休 職 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 休 職 前 歴

5 休 養 場 所

第19号様式(第19条関係)

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名

職名

氏名

㊟

復 職 願

私は、平成 年 月 日から休職中でしたが、次の事由により職務に復帰したいので、よろしくお願いします。

記

1 休 職 の 事 由

2 休 職 の 期 間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 復 職 の 理 由

5 復職希望年月日 平成 年 月 日

第20号様式(第20条関係)

平成 年 月 日

様

学校名

職 名

氏 名



育 児 休 業 承 認 請 求 書

次のとおり育児休業したいので、承認くださるよう請求します。

子 の 氏 名	
子の生年月日	年 月 日
職員との続柄	
請 求 期 間	年 月 日～ 年 月 日
産後休暇終了日	年 月 日
備 考	

第21号様式(第20条関係)

平成 年 月 日

様

学校名

職 名

氏 名

育 児 休 業 再 請 求 書
延 長

次のとおり承認くださるよう請求します。

子 の 氏 名	
子の生年月日	年 月 日
職員との続柄	
既に育児休業 した期間	年 月 日から 年 月 日まで
請 求 期 間	年 月 日～ 年 月 日
再請求又は延 長請求をする 特別の事情	
備 考	

第22号様式(第23条関係)

平成 年 月 日

様

学校名

職 名

氏 名



育 児 休 業 変 更 届 出 書

次のとおり変更事由がありますので、届け出ます。

子 の 氏 名	
子の生年月日	年 月 日
職員との続柄	
既に承認を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
育児休業の変更事由発生年月日	年 月 日
育児休業の変更事由	
備 考	

第22号様式の2(第23条の2関係)

部 分 休 業 承 認 請 求 書		
子 の 氏 名		
子の生年月日		
職員との続柄		
託児の態様	☐ 託児施設() ☐ その他 (託児時間 時 分～ 時 分)	
通 勤 時 間	時間 分	
請 求 期 間 及 び 時 間	期 間	時 間
	年 月 日から ☐ 毎 日 年 月 日まで ☐ その他	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
備 考		

上記のとおり請求します。

年 月 日

学 校 名
職・氏名



那覇市教育委員会教育長 様

決裁年月日	年 月 日			☐ 承認 ☐ 不承認
決 裁 欄	課長	主査等	担当	

(学校長確認欄)

校長	教頭	係員

(裏面)

日付	失効又は取り消された時間		時間数	請求 者印	課 長 印	主査 等印	担 当 印	備考
	午 前	午 後						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					

第22号様式の3(第23条の2関係)

平成 年 月 日

様

学校名

職 名

氏 名



部 分 休 業 変 更 届 出 書

次のとおり変更事由がありますので、届け出ます。

子 の 氏 名	
子の生年月日	年 月 日
職員との続柄	
既に承認を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
部分休業の変更事由発生年月日	年 月 日
部分休業の変更事由	
備 考	

第22号様式の4(第24条の4関係)

早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書

年 月 日

那覇市教育委員会教育長 様

請求者 学校(幼稚園)名

職名

氏名 _____ 印 _____

次のとおり $\begin{pmatrix} \square & \text{養育} \\ \square & \text{介護} \end{pmatrix}$ のため $\begin{pmatrix} \square & \text{早出遅出勤務} \\ \square & \text{深夜勤務の制限} \end{pmatrix}$ を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏 名	
	続 柄	
	子の生年月日又は出産予定日	年 月 日
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
2 職員の配偶者で当該子の親の有無及び状況	☐ 有 ☐ 就業している。 (早出遅出勤務を請求する場合で、該当するときに記入) ☐ 深夜において就業している。 (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入) ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育又は介護が困難である。 ☐ 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産予定又は産後8週間以内である。 ☐ 無	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
4 請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他()	
5 請求する早出遅出勤務の始業及び終業の時刻	時 分始業	時 分終業
6 始業及び終業時刻を当該時刻とする理由		

第22号様式の5(第24条の4関係)

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

那覇市教育委員会教育長 様

届出者 学校(幼稚園)名 _____
職名 _____
氏名 _____ 印

次のとおり $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 早出遅出勤務} \\ \square \text{ 深夜勤務の制限} \end{array} \right)$ に係る $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 養育} \\ \square \text{ 介護} \end{array} \right)$ の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由	(1) 養育の状況の変更 ☐ 子が死亡した。 ☐ 職員の子でなくなった。 (☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し) ☐ 同居しなくなった。 ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなった。 (2) 介護の状況の変更 ☐ 要介護者が死亡した。 ☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅の理由：) ☐ 同居しなくなった
2 届出の事実が発生した日	年 月 日

第23号様式(第25条関係)

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名

職名

氏名

㊦

退 職 願

私は、このたび下記により退職したいと思いますので、よろしくお願いします。

記

1 退 職 の 理 由

2 退職希望年月日 平成 年 月 日

第24号様式(第26条関係)

平成 年 月 日

様

学校(幼稚園)名

職名

氏名

㊦

兼 職(兼 業)承 認(許 可)願

私は、次により兼職(兼業)いたしたいので、承認(許可)くださるようお願いします。

記

- 1 従事しようとする団体名
- 2 団 体 の 所 在 地
- 3 団 体 の 事 業 内 容
- 4 団 体 の 経 営 形 態
- 5 従事しようとする職名
- 6 勤 務 の 態 容
- 7 受 け る べ き 報 酬
- 8 勤 務 時 間
- 9 そ の 他 参 考 事 項

(注) 提出する際には、校長(園長)の意見書を添えること。

第25号様式(第28条関係)

事 務 引 継 書

平成 年 月 日

(後任者職氏名)様

(前任者)

前 職 名

氏 名



下記のとおり事務を引き継ぎました。

記

- 1 引継の理由
- 2 引継の場所
- 3 事務の概要
- 4 懸 案 事 項
- 5 簿冊、物品及び関係書類目録
 - (1) ……
 - (2) ……
- 6 そ の 他

第26号様式(第30条関係)

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
本 籍	
現住所	
勤務校	
職 名	
氏 名	
	昭和 年 月 日生
平成 年 月 日発行	
	那覇市教育委員会
	教育長
	印

8.5cm

6.5cm

(裏)

注 意 事 項
1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 記載事項を変更する理由が生じたとき、又はき損したときは、速やかに発行者の訂正又は再交付を求めなければならない。
3 この証明書は、退職その他の理由により不要になったときは、直ちに教育委員会に返さなければならない。
4 この証明書の有効期間は、発行の日から2年とする。

那覇市教育委員会訓令第 6 号

平成 1 9 年 9 月 2 1 日

施 行 済

那覇市教育委員会職員服務規程を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠 良雄

那覇市教育委員会職員服務規程

那覇市教育委員会職員服務規程(平成3年那覇市教育委員会訓令第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、那覇市教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の一般職員(以下「職員」という。)の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務)

第2条 職員の服務は、次条から第4条までに規定するもののほか、那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)の規定の例による。

(旧姓使用)

第3条 職員は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、教育長が別に定める基準に基づき、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)を希望する場合又は旧姓使用を中止することを希望する場合は、別に定めるところにより速やかに申し出なければならない。

2 前項の申出を受けた場合、旧姓及び変更後の戸籍上の氏の確認を行い、別に定めるところにより当該職員に旧姓使用又は旧姓使用の中止を通知する。

3 旧姓使用の通知を受理した職員は、通知された使用開始年月日から旧姓使用を行うこととし、旧姓使用中止の通知を受理した職員は、通知された使用中止年月日から旧姓使用を中止しなければならない。

4 職員は、旧姓使用を行うに当たって、市民及び他の職員に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

5 任命権者を異にする異動があった者で、現に人事記録に旧姓使用に係る事項が記録されているものは、旧姓使用を行うものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、服務に関する様式その他職員の服務に関し必

要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第33号

平成19年10月15日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条にて準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、平成19年10月20日から平成19年11月3日までに縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧の場所

那覇市銘苅2丁目3番1号

新都心銘苅庁舎2階

那覇市選挙管理委員会事務局